

# 極秘通信

知る権利・プライバシーを守るために  
2013/3/1 第3号

## 秘密保全法に反対する愛知の会

【連絡先】 弁護士法人名古屋南部法律事務所  
TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471  
【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

## 改憲動向と秘密保全法

### 自民党の改憲草案は「憲法」か？

昨年末に安倍政権が誕生し、参議院選挙の結果次第では、いよいよ明文改憲が政治日程に上ってくるという憲法の正念場である。自民党が昨年4月に発表した「日本国憲法改正草案」は、憲法の平和主義を根本から覆す「国防軍」の創設や、「緊急事態」に際して首相に権限を集中し、国民の人権を制限できるようにするなど、個別の問題点もたくさんあるが、それ以前に、そもそも「憲法」と呼べる代物か、たいへん怪しい。

### 憲法とは国家権力に縛りをかけて人権を守るもの

憲法とは、国民の人権を保障するために国家権力に対して縛りをかける規範である。民主主義国家は国民の人権を保障するために存在するはずなのだから、国家が人権を侵害するのは、本当は「想定外」である。にもかかわらず、国家権力は人権を、とりわけ少数者の人権を侵害する。だからこそ、近代国家は、権力担当者が本来あるべき道から外れないように憲法で縛りをかける仕組みを用意した。

くわえて、日本においては、戦前・戦中にその縛りが効かない「憲法」の下で、権力担当者の意に添わない言論は徹底的に弾圧され、あたかも国民の意思が一色に染め上げられたかの様相で、あの侵略戦争を遂行していったのである。

そうした世界と日本の歴史をふまえて、日本国憲法は、個人の尊重（13条）を中核として国民に最

大限の自由を保障し、逆に、権力を担当する公務員に憲法尊重擁護義務を課している（99条）。

### 自民党案は個人より公益が優先！？

ところが、自民党の改憲草案では、基本的人権を尊重するのは「国民」であり（前文）、全国民に対して憲法尊重義務を課している（102条）。さらに、「個人」の尊重から「個」を削り、「公益及び公の秩序」に反してはならないことを再三強調している（12・13・21条）。これはつまり、個々の人権規定は残されているが、それらは絵に描いた餅、多様な考え方をもった「個人」の意見は封殺され、「公益及び公の秩序」の前にひれ伏さなければならないことを意味する。これは、日本国憲法の「改正」でもなければ、新憲法の制定ですらなく、「憲法」の名でもって憲法とは正反対の「最高法規」で国民を縛ろうという話であって、「戦後レジームからの脱却」をめざす安倍政権にふさわしい。

### 「改憲」と「壊憲」

だが待てよ。考えてみると、この「改憲」により実現する風景は、国民を国家の重要情報から遠ざけ、それを暴こうとする言論を弾圧する秘密保全法がめざす世界と軌を一にしている。安倍政権の登場で明文改憲阻止の運動にエンジンがかかるのは当然だが、その一方で、秘密保全法制定をはじめとする「壊憲」への反対が疎かになっては元も子もない。改憲阻止と壊憲阻止は車の両輪である。

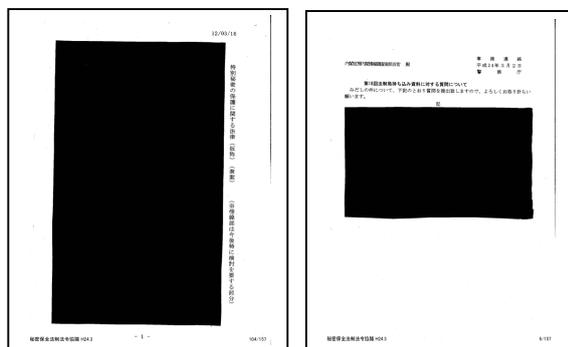
（共同代表 名古屋大学教授 本秀紀）

## 秘密保全法制定過程の情報公開から見てくるもの

### なぜ訴訟を起こしたのか

情報公開市民センターは、国の情報公開を進めるために 2001 年に市民オンブズマンが母体となって結成した NPO 法人で、外務省機密費・内閣官房機密費の開示請求・公開訴訟や、情報公開法の改正を求める運動を行ってきました。しかし、情報公開を無にする「秘密保全法」の制定を政府が目論んでいる現在、反対の声をただあげるだけでなく、立法を主導する官僚組織内部でどのような議論が行われ、法案がどうなっているかを明らかにして国民同士の議論の前提を作ろうと考え、情報公開請求しました。

しかし、省庁間の協議内容と法案はすべて非公開とされたため、2012 年 11 月に名古屋地裁に開示を求め提訴しました（極秘通信 2 号参照）。



### 開示文書から見てくるもの

協議内容・法案は非公開でも、開示された 2012 年 4 月分までの 2641 枚を分析してわかることはあります。法案名は「特定秘密の保護に関する法律」（仮称）。協議は立法担当の内閣官房内閣情報調査室が関係各省庁に法案を示してそれぞれ意見を出し、さらに内閣法制局が法案を審査して行っていますが、2012 年 4 月末までの関係省庁との協議回数を調べたところ、最も多かったのが警察庁の 25 回。外務省の 18 回、内閣官房の 12 回、防衛省の 11 回、公安調査庁の 5 回、経済産業省の 4 回、法務省の 3

回と続きます。秘密保全法は「①国の安全②外交③公共の安全及び秩序の維持」を対象とする予定ですが、特に③公共の安全及び秩序の維持を所管する警察庁が極めて熱心なことが、協議回数から分かります。また、内閣法制局は 2012 年 4 月末までに 26 回も審査を行っていました。2012 年 3 月時点で法案はすでに完成し、同年 4 月には、逐条解説案、用例集案までできています。

また、開示された論点のタイトルを見ると、「秘密指定の指定権の所在」等だけでなく、人的管理の適正評価と「思想・良心及び信教の自由との関係」や「法の下での平等との関係」などの文言があり、本法案が憲法に抵触するおそれがあることを立法担当者が十分承知していることがわかります。

### 本訴訟の重要性

上記のように、政府が憲法に抵触するおそれのある秘密保全法の検討過程を非公開としているのは、国民の中で反対運動が盛り上がることを恐れているからだと思いますが、だからこそ本訴訟にて検討過程を公開させる必要があります。

情報の公開は民主主義の必要条件です。国民が積極的に情報公開請求することこそ、秘密保全法制定を目論む勢力に対抗する極めて有効な手法ではないでしょうか。

（NPO 法人情報公開市民センター事務局 内田隆）

★開示された黒塗り文書は、情報公開市民センターの web にすべて掲載しています。

（<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>）

★第 2 回口頭弁論は 3 月 7 日 13:15～です。

場所：名古屋地方裁判所 1102 法廷

たくさんの人数で傍聴して、この問題の重要性を裁判所にアピールしましょう！

## 憲法違反と「軍事秘密」

### イラク戦争開戦から 10 年

2003年3月に米英軍がイラクに対して「イラクの自由作戦」を開始してから丁度10年になる。日本の陸上自衛隊の先遣隊がイラク南部のサマワに出発したのは、翌2004年の1月。

### 名古屋高裁「イラクでの自衛隊の輸送活動は憲法違反」

憲法9条を有するわが国が英米軍に追隨して自衛隊を海外に派遣し、英米軍に荷担することは明らかに憲法違反であり、許されるべきではないとして、全国から集まった3000人以上の市民が名古屋地裁に訴えを提起したが、その第1次訴訟(1262名)の提起は2004年の2月であった。

その後、全国的なイラク派兵反対運動と併せて、各地の裁判所(全国で11カ所)で厳しい訴訟活動が展開され、その結実として、2008年4月17日名古屋高等裁判所は、自衛隊のイラク派兵は憲法9条1項に違反するという画期的な判決を出した。

名古屋高裁が上記の判断をした理由は、「航空自衛隊が多国籍軍との密接な連携の下で、多国籍軍と武装勢力との間で戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものであるということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っている」と判示し、こうした自衛隊の活動をもって憲法第9条1項の武力の行使と判断したことに尽きる。

### 国「自衛隊が何を輸送しているかは秘密」

航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を輸送していることを裁判所が認定したのは、種々の間接証拠からで

あった。というのも、実は、何を航空自衛隊が輸送しているか、原告らが再三にわたり情報開示請求をしたが、国は、**軍事秘密**を理由に決してその事実を明らかにしなかったのである。「国の秘密主義」は、国の行為が憲法に違反するか否かという重大な場面にまで罷(まか)り通っているのである。ちなみに、自衛隊がイラクから撤収し、民主党政権になった後の2009年9月に文書が開示され、それにより市民や裁判所の推認した通り、航空自衛隊は、多数の多国籍軍の戦闘要員をバクダットに運んでいたことが明らかになった、ということをおききたい。

### 国の行為の当否を判断するために、国民には十分な判断材料が提供される必要がある

軍事には秘密が付きものである。確かに、軍事作戦を行おうとすれば、敵に軍事行動が筒抜けになっては困る。しかし「軍事情報」といっても、その機能する場面は多様である。軍事に関わる全ての情報が主権者に対しても秘密である必然性はない。国の行為はあくまでも憲法精神と定めの中で営まれるべきであり、民主主義国家においては、その当否を審判するのは国民である。従って、国民には十分な判断材料が提供されなければならない。これこそが**国民主権・立憲主義**の下にあるわが国成り立ちの最低限の条件である。

この判断材料が国民に秘密とされるとき、わが国の民主主義は大きく破綻し、暗黒政治という昔の道を再び辿ることになりかねない。国が国民に知られたくない事柄を恣意的に**特別秘密**にしようとする**秘密保全部**を絶対わが国に作り出してはならないのである。

(会員 弁護士 内河恵一)



## 3月以降のイベント情報

### 秘密保全法に反対する愛知の会関係

- ★3/4 (月) 12~13 時  
「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝  
@栄バスターミナル前
- ★3/7 (木) 13:15~  
秘密保全法情報公開訴訟 第2回口頭弁論  
@名古屋地方裁判所1102法廷  
(誰でも傍聴できます)
- ★3/18 (月) 12~13 時  
「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝  
@栄バスターミナル前
- ★3/28 (木) 12~13 時  
「秘密保全法に反対する愛知の会」宣伝  
@栄バスターミナル前
- ★3/30 (土) 13時半~16時半  
「秘密保全法に反対する愛知の会」総会+記念講演  
講師：西山太吉さん(元毎日新聞記者)  
@栄ガスビル5階 栄ガスホール

### 他地域の弁護士会

- ★札幌弁護士会主催  
3/1 (金) 18時~  
「秘密保全法」制定に反対する札幌市民集会  
@札幌市教育文化会館研修室305
- ★埼玉弁護士会主催  
3/5 (火) 18時30分~  
あなたも「秘密保全法」にねらわれる  
秘密保全法制の問題点  
@埼玉会館小ホール
- ★金沢弁護士会主催  
3/9 (土) 14時~17時  
「秘密保全法」について考えるシンポジウム  
@金沢市文化ホール

### 編集後記

#### 沖縄密約事件とマスコミの責任

### 耳をすまそう 主権者だもの



3/30にお呼びする西山太吉さんは、毎日新聞記者時代に沖縄密約を暴き、小説「運命の人」のモデルになった方です。

1971年の沖縄返還協定の裏で、本来アメリカが負担すべき軍用地の原状回復費用を日本政府が肩代わりするという「密約」が交わされました。沖縄返還という政府の「功績」と引き替えに、支払う必要のない巨額(少なくとも72億円)のお金が、密かにアメリカに支払われたのです。

西山記者は外務省事務官から密約の存在を示す電文を入手し、報道しました。ところが日本政府は密約の存在を否定。しかも西山記者と事務官は国家公務員法違反で処罰されてしまいました。アメリカで密約が公文書として公開された後も、日本政府は未だに密約の存在を否定しています。

ところで、この密約は、今日まで続く日本政府の対米従属姿勢を示す重大な事実です。しかし、当時マスコミはこの問題を西山記者と事務官とのスキャンダルに貶(おとし)め、政府に対する責任追及をうやむやにしました。『ペンタゴン・ペーパーズ』事件(極秘通信第2号参照)で、ベトナム戦争の誤りを暴露した報告書をNYタイムスがスクープしたのもちょうど1971年。同じ時期に「国家機密」を暴いた2つの事件ですが、当時のアメリカではマスコミが政府の誤りを追及し、日本ではマスコミが政府を守る側に回ったのです。

現在でも、秘密保全法など重要な事柄をマスコミがなかなか報道しません。主権者として、情報を求め続けていきましょう。

(編集長 弁護士 矢崎暁子)